

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

義務

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 <u>2項目以上</u> を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 <u>2項目以上</u> を公表
101人～300人	<u>1項目以上</u> を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、 <u>1項目以上</u> を公表

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

おすすめ



えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。是非、えるぼし認定（1段階目）の取得にチャレンジしてください。

【現行の基準】

- ①認定基準5項目のうち1～2項目の基準を満たして実績を毎年公表すること
- ②基準を満たさない項目に関する取組の実施状況について毎年公表すること
- ③基準を満たさない項目について2年以上連続して実績が改善していること

【改定後の基準】

①②は同じ

③基準を満たさない項目について以下に該当すること（引き続き現行の③でも可）

(i)単年度の実績を評価している項目（※）については、

従来の基準（2年以上連続して実績が改善）又は以下のいずれかに該当すること（選択肢を追加）

「A：直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」、

「B：その前の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」及び

「C：その前々年度までの連続する3事業年度の平均値」を比較し、連続して改善していること（A>B>C）

（※）「採用」のうち正社員に占める女性労働者の割合及び正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること、「就業継続」、「労働時間等の働き方」又は「管理職比率」のうち直近の事業年度において管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること

(ii)上記以外の項目については、2年以上連続して実績が改善していること（従来の基準通り）

えるぼしプラス（仮称）認定の創設

おすすめ

えるぼし認定（１・２・３段階目）及びプラチナえるぼしについて、**女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定**を創設します。

職場における女性の健康支援

望ましい取組

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に**職場における女性の健康上の特性に係る取組**が行われることが望ましいものです。

一方、健康に関しては**プライバシー保護**が特に求められることに留意してください。
なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、**女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効**です。

島根県内の女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業

公益社団法人益田市医師会
株式会社山陰合同銀行
社会福祉法人壽光会
社会福祉法人島根県社会福祉事業団
社会福祉法人あすなろ会
株式会社共立エンジニア
株式会社シーエスエー
社会福祉法人石見さくら会
若女食品株式会社
株式会社いずもえん

株式会社守谷刃物研究所
社会福祉法人松江福祉公社
山陰ヤクルト販売株式会社
島根中央信用金庫
大福工業株式会社
株式会社オレンジロード
しまね信用金庫
一畑電気鉄道株式会社
株式会社金見工務店

島根県内の女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」認定企業

株式会社山陰合同銀行

○改正法に係る最新の情報やえるぼしの申請方法は厚生労働省ＨＰ「女性活躍推進法特集ページ」でご確認ください。

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

○厚生労働省の「民間企業における女性活躍促進事業」では、女性が活躍できる職場づくりのために中小企業事業主の皆さまに対する個別コンサルティング等の支援を実施しています。

URL

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

改正女性活躍推進法に関するお問い合わせは
島根労働局 雇用環境・均等室へ

〒690-0841 松江市向島町134-10

電話 0852-31-1161